

令和3年度答申第60号
令和4年1月14日

諮問番号 令和3年度諮問第63号（令和3年11月26日諮問）
審査庁 防衛大臣
事件名 退職手当支給制限処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、陸上幕僚長（以下「処分庁」という。）が、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）12条1項の規定に基づき、懲戒免職処分を受けて退職をした審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分（以下「本件支給制限処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）46条1項は、隊員が同項各号のいずれかに該当する場合には、当該隊員に対し、懲戒処分として、免職、降任、停職、減給又は戒告の処分をすることができる」と規定し、同項1号には「職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合」が、同項2号には「隊員たるにふさわしくない行為のあつた場合」が、同項3号には「その他この法律若しくは自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号）又はこ

これらの法律に基づく命令に違反した場合」が掲げられている。

(2) 退職手当法2条1項は、この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（再任用職員等を除く。）が退職した場合に、その者に支給すると規定している。そして、退職手当法12条1項は、退職をした者が同項各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関（職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう（退職手当法11条2号）。以下同じ。）は、当該退職をした者に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の政令で定める事情を勘案して、当該退職に係る一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分（以下「退職手当支給制限処分」という。）を行うことができると規定し、同項1号には、「懲戒免職等処分を受けて退職をした者」が掲げられている。

(3) 上記(2)の「政令で定める事情」については、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「退職手当法施行令」という。）17条が、「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響」とすると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、平成5年4月7日に陸上自衛隊に入隊し、各地の部隊で勤務した後、平成24年8月1日に防衛省情報本部A通信所に配属となった。

(身上調書)

(2) 懲戒権者である処分庁は、平成30年2月9日、審査請求人に対し、審査請求人が「平成29年6月26日（月）1510頃、B地内のC線D駅東口ATM内において、部外者が同ATM付近に置き忘れた現金3万円を窃取した。」との理由を付して、自衛隊法46条1項2号の規定に基づき、懲戒処分として免職に処する処分（以下「本件懲戒免職処分」という。）をし（以下上記窃取行為を「本件非違行為」という。）、これにより、審

査請求人は、退職をした。

(懲戒処分宣告書、懲戒処分説明書)

- (3) 退職手当管理機関である処分庁は、平成30年2月9日、審査請求人に対し、退職手当法12条1項の規定に基づき、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分(本件支給制限処分)をした。

(退職手当支給制限処分書)

- (4) 審査請求人は、平成30年3月7日付けで、審査庁に対し、本件支給制限処分を不服として本件審査請求をした。

また、審査請求人は、本件懲戒免職処分についても、平成30年3月7日付けで、防衛大臣に対し、これを不服として審査請求をした。

(審査請求書、本件懲戒免職処分に係る審査請求書)

- (5) 審査請求人は、令和2年12月26日、E地方裁判所に対し、本件懲戒免職処分の取消請求訴訟を提起した。

(令和3年12月13日付けの審査庁の事務連絡)

- (6) 防衛大臣は、令和3年2月26日、本件懲戒免職処分を不服とする審査請求を棄却する裁決をした。

(本件懲戒免職処分に対する審査請求に係る裁決書)

- (7) 審査庁は、令和3年11月26日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件懲戒免職処分は取り消されるべきものであって、審査請求人は退職手当法12条1項1号に規定する「懲戒免職等処分を受けて退職をした者」に該当しないから、処分庁は、審査請求人に対し、同号の規定に基づいて本件支給制限処分を行う理由がなく、本件支給制限処分は取り消されるべきである(審査請求書)。

- (2) 処分庁が退職手当支給制限処分をするに当たり勘案すべき事情(退職手当法12条1項及び退職手当法施行令17条に規定する勘案すべき事情)は、以下のとおりであるから、本件において一般の退職手当等の全部を支給としたことは妥当でなく、本件支給制限処分は取り消されるべきである(反論書)。

ア 「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任」について

審査請求人は、2等陸曹(全部で16階級ある自衛官の階級のうち、上

から12番目の階級)であって、幹部自衛官ではないから、社会一般から自衛隊を代表するものと見られるような立場ではない。また、本件支給制限処分を受けた時点で、審査請求人には、直属の部下がいたわけではない。

イ 「当該退職をした者の勤務の状況」について

審査請求人は、自衛官として24年以上勤務し、規律違反をしたことも懲戒処分を受けたこともなく、能力評価及び業績評価において「中位」として評価されている。このことは、退職手当支給制限処分をするに当たり、一定の軽減事由とするのが相当である。

ウ 「当該退職をした者が行った非違の内容及び程度」及び「当該非違に至った経緯」について

本件非違行為による被害金額は、3万円であり、現在の経済状況に照らすと、高額であるとはいえないから、審査請求人が行った非違の程度が重大であるということとはできない。

なお、本件非違行為の態様は、銀行の無人ATMコーナーにおいて、先客が置き忘れた現金入りの封筒を持ち去ったというものであるから、本件は、被害者の強固な占有を侵奪したのではなく、占有離脱物横領罪に近く、窃盗行為の中では、占有侵奪性が弱い。もとより、先客が置き忘れたという極めて偶発的状況による犯行であるため、常習性はない。

また、本件の窃盗の故意は未必である。犯罪行為である非違行為が確定的故意であるか、又は未必の故意であるかは、当然、情状に影響することが明らかである。

エ 「当該非違後における当該退職をした者の言動」について

本件非違行為の約6か月後ではあるが、審査請求人は、警察署から出頭要請を受けた際に、職場の上司に事案の内容を正直に報告し、その後、警察署に赴き、罪を素直に認めている。これを受けて、警察署は、審査請求人を逮捕することなく、任意で捜査を進め、その後、検察官により不起訴処分がされている。

オ 「当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」及び「当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響」について

上記アで述べた審査請求人の地位及び階級を考慮すると、本件非違行為が隊員としての品位を著しく傷つけるものと評価するのは妥当でない。このことは、退職手当支給制限処分をするに当たり、一定の軽減事由とするのが相当である。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書のとおり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。
- 2 審理員の意見の概要は、以下のとおりである。
 - (1) 本件支給制限処分は、本件懲戒免職処分に起因するものであるが、本件懲戒免職処分に対する審査請求については、防衛大臣が、自衛隊法に定める審査手続にのっとり、本件懲戒免職処分の量定は妥当であるとの裁決を行っている。
 - (2) 退職手当管理機関は、本件懲戒免職処分の当否を判断する権限を有していないため、退職手当管理機関がした本件支給制限処分の当否の判断は、本件懲戒免職処分が有効であることを前提として行うことになる。
 - (3) 審査請求人は、審査請求書において、本件支給制限処分自体の取消事由を主張していないが、本件支給制限処分の適否について、退職手当法12条1項、退職手当法施行令17条及び昭和60年4月30日付け総人第261号「国家公務員退職手当法の運用方針」（令和元年9月5日付け閣人第256号による改正前のもの。以下「退職手当法運用方針」という。）第12条関係の2号から7号までの規定に照らして検討すると、以下のとおりである。

ア 「当該退職をした者が行った非違の内容及び程度」について

- (ア) 本件非違行為は、昭和53年7月7日付け陸上自衛隊達第24-4号「懲戒処分等の基準に関する達」（平成30年3月27日付け陸上自衛隊達第24-4-4号による改正前のもの。以下「本件懲戒処分基準」という。）の別表第1（第13条関係）の表「4 私的行為に関する違反」の「(26)窃盗・詐欺・恐喝・単純横領等」中の窃盗に該当するところ、本件懲戒処分基準は、当該違反に対する処分基準として、違反態様が「重大な場合」には「免職」、「軽微な場合」には「停職の重処分」、「極めて軽微な場合」には「軽処分」とすると定め、違反態様が「重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれに該当するかは、損害の有無及び程度、違反者の地位階級、違反行為の内容並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするとしている。

処分庁は、本件非違行為が隊員としての品位を著しく傷つけたことなどから、停職以下の処分にとどめる余地はないとして、本件懲戒処分基準の「重大な場合」の免職に該当すると判断した。したがって、本件

非違行為は、退職手当法運用方針第12条関係の2号イに規定する「停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合」に該当しないとした処分庁の判断は、妥当である。

(イ) また、本件非違行為は、窃盗であるから、退職手当法運用方針第12条関係の2号ロに規定する「懲戒免職等処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみである場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」に該当しないとした処分庁の判断は、妥当である。

(ウ) さらに、本件非違行為は、故意によるものであるから、退職手当法運用方針第12条関係の2号ハに規定する「懲戒免職等処分の理由となった非違が過失（重過失を除く。）による場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」及び同号ニに規定する「過失（重過失を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」に該当しないとした処分庁の判断は、妥当である。

イ 「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任」について

本件非違行為は、審査請求人が占めていた職の職務に関連したものではない。他方、本件非違行為時の審査請求人の階級は、2等陸曹である。審査請求人は、陸曹として、陸士を直接指導するとともに、上位階級を補佐する立場でもあったから、幹部自衛官でなかったことは軽減事情とはならないとした処分庁の判断は、妥当である。

ウ 「当該退職をした者の勤務の状況」について

審査請求人は、能力評価及び業績評価ともに「中位」であり、2等陸曹として求められる通常の評価であったから、審査請求人の勤務状況は軽減事情とはならないとした処分庁の判断は、妥当である。

エ 「当該非違に至った経緯」について

審査請求人は、本件非違行為は偶発的状況による犯行であると主張するが、偶発的状況は違反態様の原因・動機に影響を与えない。また、審査請求人は、本件非違行為は未必の故意によるものであると主張するが、未必の故意も故意である。したがって、これらは軽減事情とはならないとした処分庁の判断は、妥当である。

オ 「当該非違後における当該退職をした者の言動」について

審査請求人は、警察署から出頭要請を受けた際に、職場の上司に事案の内容を正直に報告し、その後、警察署に赴き、罪を素直に認めているなどと主張するが、審査請求人は、警察署から出頭要請があるまでの約6か月間、何らの行動も起こしておらず、退職手当法運用方針第12条関係の6号に例示されている「当該非違による被害や悪影響を最小限にするための行動」等をしていないから、警察署から出頭要請を受けた際に罪を認めたことなどは軽減事情とはならないとした処分庁の判断は、妥当である。

カ 「当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」について

本件非違行為は、私的行為に関する違反であるが、厳正な規律及び強固な団結を重んじる自衛隊では、他の自衛官に及ぼす影響が大きいことから、私的行為に関する違反であることは軽減事情とはならないとした処分庁の判断は、妥当である。

キ 「当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響」について

審査請求人は、審査請求人の地位及び階級を考慮すると、本件非違行為が隊員としての品位を著しく傷つけるものと評価するのは妥当ではないと主張するが、自衛官としての勤務年数及び階級を有する者が窃盗をしたことは、国民の自衛隊に対する信頼を著しく失墜させるから、審査請求人の地位及び階級は軽減事情とはならないとした処分庁の判断は、妥当である。

(4) 国家公務員に対する一般の退職手当等の支給制限は、退職をした者がした非違行為等を踏まえ、退職手当法、退職手当法施行令及び退職手当法運用方針に基づいて判断されるものであるが、上記(3)で検討したところによれば、処分庁が審査請求人に対してした本件支給制限処分に違法又は不当な点は見受けられない。

(5) したがって、本件審査請求は、理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付	: 平成30年3月7日
審理員の指名	: 令和3年6月11日 (本件審査請求の受付から約3年3か月)
審理員意見書の提出	: 同年9月17日
本件諮問	: 同年11月26日

(審理員意見書の提出から約2か月、本件審査請求の受付から約3年8か月半)

- (2) そうすると、本件では、審査庁において、①本件審査請求の受付から審理員の指名までに約3年3か月、②審理員意見書の提出から本件諮問までに約2か月を要した結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約3年8か月半もの長期間を要している。このうち、上記①の手續に上記のような長期間を要したのは、本件懲戒免職処分に対する審査請求について裁決（令和3年2月26日）がされるのを待っていたためであると考えられる（ただし、上記裁決を受けて審理員の指名がされるまでに、更に約3か月半もの期間を要している。）が、懲戒免職処分に対する審査請求の手續と退職手当支給制限処分に対する審査請求の手續は、別個に設けられているのであるから、後者の手續において、前者の手續において裁決がされるのを待つ必要はない。また、諮問説明書は、審理員意見書のとおり本件審査請求は棄却すべきであるという極めて簡単な内容のものである（上記第2の1）から、上記②の手續に上記のような期間を要しなければならない事情があったとは考えられない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善することにより、審査請求事件の手續の迅速化を図る必要がある。
- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件支給制限処分の違法性又は不当性について

- (1) 審査請求人は、本件非違行為により本件懲戒免職処分を受けて、退職をした者である（上記第1の2の(2)）から、退職手当管理機関である処分庁は、退職手当法12条1項及び退職手当法施行令17条の規定に基づき、審査請求人に対し、審査請求人が占めていた職の職務及び責任、審査請求人の勤務の状況、本件非違行為の内容及び程度、本件非違行為をするに至った経緯、本件非違行為後における審査請求人の言動、本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響の各事情を勘案して、退職手当支給制限処分をすることができる（上記第1の1の(2)及び(3)）ところ、処分庁は、上記の各事情を勘案して本件支給制限処分をしたと主張している（弁明書）。

これに対し、審査請求人は、本件懲戒免職処分は取り消されるべきものであるから、本件支給制限処分も取り消されるべきであると主張する（上

記第1の3の(1)が、本件懲戒免職処分の適否は、本件とは別の手続（本件懲戒免職処分に対する審査請求及び本件懲戒免職処分の取消請求訴訟）で争うべき事柄である。

(2) そこで、以下、本件支給制限処分について、上記(1)の勘案すべき各事情を検討してみると、以下のとおりである。

ア 「審査請求人が占めていた職の職務及び責任」について

審査請求人は、平成5年4月7日に陸上自衛隊に入隊し、各地の部隊で勤務した後、平成24年8月1日に防衛省情報本部A通信所に配属となり、本件非違行為の当時、2等陸曹であった（身上調書）。

審査請求人は、2等陸曹は、全部で16階級ある自衛官の階級のうち、上から12番目の階級であって、幹部自衛官ではないから、退職手当支給制限処分をするに当たり、この点を軽減事由とするのが相当であると主張するようである（上記第1の3の(2)のア）。幹部自衛官とは、3尉（上から8番目の階級）以上の自衛官のことである（防衛省のホームページの「自衛官の階級」）から、2等陸曹の階級である審査請求人は、確かに幹部自衛官ではない。しかし、「曹」の階級は、「士」の階級を直接指導し、幹部自衛官を補佐する立場である（上記「自衛官の階級」）から、幹部自衛官でないことをもって軽減事由とすることは相当でなく、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

イ 「審査請求人の勤務の状況」について

審査請求人は、自衛官として24年以上勤務し、本件懲戒免職処分を受けるまで、規律違反をしたことも懲戒処分を受けたこともなく、能力評価及び業績評価において「中位」として評価されている（審査関係人間に争いが無い。）。

審査請求人は、退職手当支給制限処分をするに当たり、この点を軽減事由とするのが相当であると主張する（上記第1の3の(2)のイ）が、上記の審査請求人の勤務状況は、2等陸曹に求められる通常のものであるから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

ウ 「本件非違行為の内容及び程度」について

審査関係人間に争いのない事実によれば、本件非違行為は、審査請求人がC線D駅東口にある銀行の無人ATMコーナーにおいて、先客が置き忘れた現金3万円入りの封筒を窃取したというものである。

審査請求人は、本件非違行為による被害金額が3万円であることから、

本件非違行為の程度は重大とはいえないし、偶発的状況による犯行であり、常習性はなく、窃盗の故意は、確定的故意ではなく、未必の故意であるなどと主張する（上記第1の3の(2)のウ）。しかし、本件非違行為は、窃盗という犯罪行為であり、その被害金額も、3万円であって、決して少額であるとはいえない。また、本件非違行為が偶発的状況下における未必の故意による犯行であったとしても、現職の自衛官が窃盗という犯罪行為をした責任は、重大であるというべきである。したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

エ 「本件非違行為をするに至った経緯」について

審査請求人は、本件非違行為をするに至った経緯（動機）について、銀行の無人ATMコーナーに自分しかおらず、外で待っている人もいなかったこと、引っ越し代、アパート代、貸しコンテナ代など、お金が必要であったことから、引っ越し代の一部にしたいという誘惑にかられて、現金3万円入りの封筒をポケットに入れてしまったと供述している（供述調書）。

審査請求人は、本件非違行為は偶発的状況による犯行であると主張する（上記第1の3の(2)のウ）が、偶発的状況下における犯行であったとしても、本件非違行為をするに至った上記の経緯（動機）に同情すべき余地があるとはいえない。したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

オ 「本件非違行為後における審査請求人の言動」について

審査請求人は、平成29年12月20日、職場の人事担当者からの事情聴取に対し、次のとおり供述している（供述調書）。

(ア) 本件非違行為をしたC線D駅東口の銀行のATMは、時々、利用していたので、C線D駅南口に交番があることは認識していたが、現金3万円入りの封筒を交番に届けることなく、自宅に持ち帰り、現金3万円は、平成29年7月下旬に引っ越し代の支払に充て、その後は、同年12月17日に警察署から出頭要請を受けるまで、本件非違行為は忘れていた。

(イ) 警察署からの出頭要請を受けて、平成29年12月18日、直属の上司に電話で事情を報告した後、職場に出頭して人事担当者に事情説明を行い、翌19日、警察署に出頭して、本件非違行為をしたことを認めた。なお、上記事情聴取の際、審査請求人は、「自衛官として、誤った行動

をとったことを恥じています。皆さんにご迷惑をかけ誠に申し訳ない気持ちで一杯です。」と反省の弁を述べている。

審査請求人は、警察署から出頭要請を受けた際に、上司に事案の内容を正直に報告し、その後、警察署に赴き、罪を素直に認めたことなどから、退職手当支給制限処分をするに当たり、この点を軽減事由とするのが相当であると主張するようである（上記第1の3の(2)のエ）。しかし、審査請求人は、警察署から出頭要請があるまでの約6か月間、何らの行動も起こしていないから、警察署から出頭要請を受けて、職場に報告をし、警察署でも罪を認め、人事担当者による事情聴取の際に反省の弁を述べたことをもって軽減事由とすることは相当でなく、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

カ 「本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度」及び「本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響」について

本件非違行為は、職務外の私的行為に関する違反であるが、現職の自衛官が窃盗という犯罪行為をしたというものであるから、審査請求人の階級も考慮すると、公務の遂行に大きな支障を及ぼすとともに、自衛官としての品位を傷つけ、自衛隊に対する国民の信頼を大きく損なうものというべきである。

審査請求人は、審査請求人の地位及び階級を考慮すると、本件非違行為が隊員としての品位を著しく傷つけるものと評価するのは妥当でないと主張する（上記第1の3の(2)のオ）が、審査請求人は、上記アのとおり、2等陸曹として、陸士を直接指導し、幹部自衛官を補佐する立場の自衛官であるから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (3) 以上によれば、本件非違行為は、審査請求人が引っ越し代の捻出という自らの利益のためにしたものであり、その経緯（動機）に同情すべき余地はない。また、審査請求人は、現金3万円入りの封筒を近くの交番に届け出ることが可能であったにもかかわらず、銀行の無人のATMコーナーで誰にも見られていないことを奇貨として、その届出をせずに、現金3万円を自宅に持ち帰り、引っ越し代に費消してしまった。そして、審査請求人は、警察署から出頭要請があるまでの約6か月間、何らの行動も起こしておらず、その出頭要請を受けて、ようやく罪を認めたのであるから、本件非違行為後における審査請求人の言動にも参酌すべき情状は認められない。さらに、審査請求人は、2等陸曹として、陸士を直接指導し、幹部自衛官

を補佐する立場の自衛官であるから、そのような立場の自衛官が窃盗という犯罪行為をしたことは、自衛隊の公務の遂行に及ぼす支障は大きく、自衛隊に対する国民の信頼を大きく損なうものというべきである。

これらの事情に照らせば、審査請求人が、本件懲戒免職処分を受けるまで、規律違反をしたことも懲戒処分を受けたこともないこと、警察署からの出頭要請を受けて、罪を認め、反省の弁を述べていること、審査請求人の主張によれば、本件非違行為は不起訴処分となっていることなどの事情を考慮しても、本件支給制限処分が裁量権を逸脱した違法又は不当なものであるとは認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美